

第2号様式

鹿児島県警察における被留置者の集中留置に関する訓令について（概要）

（昭和62年4月10日 鹿児島県警察本部訓令第11号）

本訓令は、留置業務の効率化と被留置者の適切な処遇を図るため、鹿児島県警察における被留置者の集中留置について必要な事項を定めたものである。

本訓令の主な内容は

- 用語の意義
- 委託署及び集中署の指定

等である。